

# 令和5年度 公益財団法人愛媛県文化振興財団 法人協賛金募集要項

## 1. 法人協賛金について

当財団は、各種の文化事業を行うことにより、県民の文化芸術意識の高揚を図り、本県の文化及び芸術の振興発展に寄与すること及び愛媛県県民文化会館の管理運営を行うことにより社会への貢献に寄与することを目的とし事業を行っております。

昨今の厳しい運営状況の中、公益財団法人として文化事業を通して県内の文化振興を推し進め、継続的かつ安定的な財団経営を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、法人協賛募集についてお願いのご案内をさせていただくことになりました。

当財団が実施する公益目的事業へのご理解とご賛同をいただきますとともに、当財団が有する媒体等を活用した企業広告等についてご検討いただきますよう心からお願い申し上げます。

## 2. 協賛金の種類と用途

### (1) 一般協賛金

①使 途：文化振興財団が主催する文化事業（別紙1 特定事業選択表のとおり）に充当します。

②金 額：A協賛 1,000,000円 B協賛 500,000円 C協賛 250,000円  
D協賛 50,000円以上250,000円未満で任意の額

③協賛特典：別紙2のとおり

④事業報告：協賛金を充当した事業については、翌年度当初に報告します。

### (2) 事業協賛金

①使 途：文化振興財団が企画提案可能な事業で貴社が希望する事業に充当します。

なお、1事業につき1社の協賛とします。

②金 額：企画提案事業によって異なりますが、概ね3,000,000円以上の事業の実施を想定しています。

③提案可能事業：クラシックコンサート、アニソンコンサート等

④協賛特典：別紙2のとおり

⑤事業報告：協賛金を充当した事業については、翌年度当初に報告します。

## 3. 協賛金の募集期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※令和6年度以降は、改めて募集します。

## 4. 申込方法

財団ホームページからお申し込みいただくか、所定の「法人協賛金申出書」にご記入の上、公益財団法人愛媛県文化振興財団の事務局まで、郵送またはファックスにてお送りください（窓口持参も可）。

なお、「協賛金」は下記の口座にお振込みくださいますようお願いいたします。

※振込手数料につきましては、貴社様にてご負担をお願いいたします。

【振込先】

- 伊予銀行 愛媛県庁支店 普通 1 1 2 7 2 5 8
- 愛媛銀行 県庁支店 普通 3 9 7 4 3 2 6
- 愛媛県信用農業協同組合連合会 愛媛県庁支店 普通 1 0 4 5 5 3 4
- 愛媛信用金庫 道後支店 普通 0 2 2 6 6 4 4

※口座名義：公益財団法人愛媛県文化振興財団 代表理事 理事長 土居 英雄

5. 協賛金（寄附金の場合）に対する税制優遇制度

本財団は、公益財団法人の認定を受けております。本財団に対する寄附金には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細は所轄の税務署または税理士におたずねください。

《参考》

○当財団に対する協賛金（寄附金の場合）は、一般の寄附金とは別に次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：協賛金（寄附金）のうち損金に算入されなかった金額は、次の一般の寄附金の損金算入限度額に含めます。

○一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金算入可能です。

一般の寄附金の損金算入限度額

$$\begin{aligned} & (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 \\ & + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額} \end{aligned}$$